

# **新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案概要**

# 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 概要

## 1. 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和2年法律第54号。以下「特例法」という。）第4条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方を対象として支給してきたところ。

今般、足下の新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則（令和2年厚生労働省令第125号）の一部の規定について改正を行う。

## 2. 改正の概要

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の対象となる休業の期限を令和3年9月30日から同年11月30日まで延長する。

また、まん延防止等重点措置実施地域又は緊急事態措置実施地域については、令和3年5月1日から同年9月30日までの間の休業を対象に、一日当たりの支給上限額を11,000円とする地域特例を実施しているところ、この期間延長と併せて、当該地域特例の対象となる休業の期限についても同年11月30日まで延長することとする。

（参考）中小事業主に雇用される労働者の場合

	令和2年4月1日～ 令和3年4月30日	令和3年5月1日～ 令和3年9月30日	令和3年10月1日～ 令和3年11月30日
原則的な措置 【全国】	8割 11,000円	8割 9,900円	8割 9,900円
地域特例 【まん延防止等重点措置実施地域 + 緊急事態措置実施地域】		8割 11,000円	8割 11,000円

中小事業主以外の事業主に雇用されるシフト制労働者等についても、今般の対象期間の延長及び地域特例の対象とする。

## 3. 根拠法令

特例法第8条

## 4. 施行期日等

公布日：令和3年9月中旬（予定）

施行期日：公布の日

# 雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容

## 雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)  
(3)

		～ 4月末	5月～11月
中小企業	原則的な措置	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円
	地域特例( 1 ) 業況特例( 2 )	—	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円
	地域特例( 1 ) 業況特例( 2 )	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

## 休業支援金等

		～ 4月末	5月～11月
中小企業	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例( 5 )	—	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例( 5 )	—	8割 11,000円

( 1) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(～4月末は大企業のみ。)

重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。  
各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

( 2) 生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主

( 3) 原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断  
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断

( 4) 大企業はシフト制労働者等のみ対象。

( 5) 休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記 1)。  
なお、上限額については月単位での適用とする。

(例: 5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

# 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（支給実績）

9月2日時点 速報値

期間（月または週）	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（千円）	
		累計		累計		累計
～ 3/18	－	1,354,631	－	1,080,823	－	85,276,746
3/19～3/25	79,638	1,434,269	34,045	1,114,868	2,638,187	87,914,933
3/26～4/1	111,197	1,545,466	30,950	1,145,818	2,382,958	90,297,891
4/2～4/8	55,606	1,601,072	37,491	1,183,309	2,692,594	92,990,485
4/9～4/15	56,178	1,657,250	42,791	1,226,100	2,995,502	95,985,987
4/16～4/22	49,228	1,706,478	53,680	1,279,780	3,886,694	99,872,681
4/23～4/29	41,995	1,748,473	39,724	1,319,504	2,765,149	102,637,830
4/30～5/6	23,141	1,771,614	19,984	1,339,488	1,422,852	104,060,682
5/7～5/13	60,905	1,832,519	50,500	1,389,988	3,556,385	107,617,067
5/14～5/20	64,373	1,896,892	58,330	1,448,318	4,271,278	111,888,345
5/21～5/27	73,884	1,970,776	60,499	1,508,817	4,402,405	116,290,750
5/28～6/3	94,698	2,065,474	58,556	1,567,373	4,401,690	120,692,440
6/4～6/10	57,419	2,122,893	57,487	1,624,860	4,234,740	124,927,180
6/11～6/17	59,269	2,182,162	60,974	1,685,834	4,459,502	129,386,682
6/18～6/24	54,955	2,237,117	58,298	1,744,132	4,133,091	133,519,773
6/25～7/1	50,321	2,287,438	59,893	1,804,025	4,331,131	137,850,904
7/2～7/8	57,813	2,345,251	56,580	1,860,605	4,048,249	141,899,153
7/9～7/15	75,774	2,421,025	68,555	1,929,160	4,500,752	146,399,905
7/16～7/22	74,884	2,495,909	48,068	1,977,228	3,577,982	149,977,887
7/23～7/29	118,827	2,614,736	45,260	2,022,488	3,342,656	153,320,543
7/30～8/5	114,261	2,728,997	59,481	2,081,969	4,342,359	157,662,902
8/6～8/12	39,097	2,768,094	46,615	2,128,584	3,353,588	161,016,490
8/13～8/19	49,305	2,817,399	57,868	2,186,452	3,932,438	164,948,928
8/20～8/26	48,540	2,865,939	59,152	2,245,604	3,910,487	168,859,415
8/27～9/2	57,569	2,923,508	65,201	2,310,805	4,415,027	173,274,442
うち支援金	－	－	17,141	636,051	1,339,792	56,001,939
うち給付金	－	－	48,060	1,674,754	3,075,235	117,272,503

申請件数については、支給決定時において支援金及び給付金の決定を行うため、申請時点で集計することは不可。